

○国土交通省令第五十一号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十九条第二項第三号、第三十九条の二第一項、第二項第二号、第四項第三号及び第四号並びに第五項、第三十九条の六第一項並びに第三十九条の九第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応

するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章～第四章 (略)

第五章 準日本船舶の認定等 (第三十一条―第四十二条の六の二)

第五章の二 外航船舶の確保等 (第四十二条の七―第四十二条の七の十二)

第六章～第十章 (略)

附則

(準日本船舶の認定の申請)

第三十一条 法第三十八条第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一～五 (略)

六 総トン数等(法第三十八条第三項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。)

七 法第三十八条第四項に規定する検査(以下「安全衛生検査」という。)を受けた船舶にあつては、検査内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 申請者(法第三十八条第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る対外船舶運航事業者に限る。)が当該船舶を運航していることを証する書類

二 (略)

三 船舶所有者が申請者(法第三十八条第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る本邦船主に限る。)の子会社であることを証する書類

四 法第三十八条第一項第一号又は第二項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の写し

目次

第一章～第四章 (略)

第五章 準日本船舶の認定等 (第三十一条―第四十二条の七)(新設)

第六章～第十章 (略)

附則

(準日本船舶の認定の申請)

第三十一条 法第三十九条の五第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一～五 (略)

六 総トン数等(法第三十九条の五第三項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。)

七 法第三十九条の五第四項に規定する検査(以下「安全衛生検査」という。)を受けた船舶にあつては、検査内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 申請者(法第三十九条の五第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る対外船舶運航事業者に限る。)が当該船舶を運航していることを証する書類

二 (略)

三 船舶所有者が申請者(法第三十九条の五第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る本邦船主に限る。)の子会社であることを証する書類

四 法第三十九条の五第一項第一号又は同条第二項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の写し

五〇八 (略)

(認定の要件)

第三十二条 法第三十八条第一項第一号及び第二項第一号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 法第三十八条第二項第二号の国土交通省令で定める要件は、当該契約において、当該契約の確実な履行に支障を及ぼすおそれのある事項が定められていないこととする。

3 法第三十八条第一項第二号及び第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同条第一項第二号及び第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、同表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表 略)

(測度の申請等)

第三十三条 法第三十八条第三項の規定により船舶の総トン数等の測度を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した総トン数等測度申請書を所轄地方運輸局長等（船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は特定運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所）で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものをいう。第四十九条において同じ。）の長（以下この章において「地方運輸局長等」という。）をいい、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長をいう。以下この

五〇八 (略)

(認定の要件)

第三十二条 法第三十九条の五第一項第一号及び同条第二項第一号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 法第三十九条の五第二項第二号の国土交通省令で定める要件は、当該契約において、当該契約の確実な履行に支障を及ぼすおそれのある事項が定められていないこととする。

3 法第三十九条の五第一項第二号及び同条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同条第一項第二号及び同条第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、同表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表 略)

(測度の申請等)

第三十三条 法第三十九条の五第三項の規定により船舶の総トン数等の測度を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した総トン数等測度申請書を所轄地方運輸局長等（船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は特定運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所）で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものをいう。第四十九条において同じ。）の長（以下この章において「地方運輸局長等」という。）をいい、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長をいう。以下この

章において同じ。)に提出するものとする。

一〇九 (略)

2・3 (略)

(認定証の記載事項)

第三十七条 法第三十八条第六項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

(命令航海に確実かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがある事由)

第三十八条 法第三十八条第七項の国土交通省令で定める事由は、準日本船舶が国籍を有する国において、当該国以外の国の国籍を有する者又は当該国以外の国の法令により設立された法人その他の団体への船舶の譲渡の禁止、緊急時における当該国の国籍を有する船舶に対する徴用その他これらに類する措置が行われたこととする。

(変更等の届出)

第三十九条 法第三十八条第七項の規定により変更等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一〇三 (略)

四 法第三十八条第七項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあっては、当該変更に係る事項、当該変更があつた年月日及び当該変更の理由

五 (略)

2 前項の届出が法第三十八条第七項各号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、前項の届出書に、第三十一条第二項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

3 第一項の届出が法第三十八条第七項各号に掲げる事項のうち認定証

この章において同じ。)に提出するものとする。

一〇九 (略)

2・3 (略)

(認定証の記載事項)

第三十七条 法第三十九条の五第六項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

(命令航海に確実かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがある事由)

第三十八条 法第三十九条の五第七項の国土交通省令で定める事由は、準日本船舶が国籍を有する国において、当該国以外の国の国籍を有する者又は当該国以外の国の法令により設立された法人その他の団体への船舶の譲渡の禁止、緊急時における当該国の国籍を有する船舶に対する徴用その他これらに類する措置が行われたこととする。

(変更等の届出)

第三十九条 法第三十九条の五第七項の規定により変更等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一〇三 (略)

四 法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあっては、当該変更に係る事項、当該変更があつた年月日及び当該変更の理由

五 (略)

2 前項の届出が法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、前項の届出書に、第三十一条第二項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

3 第一項の届出が法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項のうち認

の記載事項に該当するものの変更に係るものである場合には、第一項の届出書のほか、次に掲げる事項を記載した認定証書換え申請書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

一・二 (略)

(準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度の申請等)

第四十条 法第三十八条第八項の規定により準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度(以下「改測」という。)を受けようとする者は、第三十三条第一項各号に掲げる事項を記載した総トン数等改測申請書を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

2・3 (略)

(準日本船舶の安全衛生検査の内容の変更に係る検査の申請等)

第四十一条の二 法第三十八条第九項の規定により準日本船舶の検査内容の変更に係る検査(以下「変更検査」という。)を受けようとする者は、第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した安全衛生変更検査申請書及び第三十六条の三の安全衛生検査合格証を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

2 (略)

(準日本船舶の譲受等の届出)

第四十二条 法第三十八条第十項の規定により準日本船舶の譲受等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶譲受等届出書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

一・三 (略)

四 法第三十八条第十項各号に掲げる場合のいずれに該当するかの別

五 (略)

2 前項の届出が法第三十八条第十項第一号に掲げる場合に該当すると

認定証の記載事項に該当するものの変更に係るものである場合には、第一項の届出書のほか、次に掲げる事項を記載した認定証書換え申請書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

一・二 (略)

(準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度の申請等)

第四十条 法第三十九条の五第八項の規定により準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度(以下「改測」という。)を受けようとする者は、第三十三条第一項各号に掲げる事項を記載した総トン数等改測申請書を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

2・3 (略)

(準日本船舶の安全衛生検査の内容の変更に係る検査の申請等)

第四十一条の二 法第三十九条の五第九項の規定により準日本船舶の検査内容の変更に係る検査(以下「変更検査」という。)を受けようとする者は、第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した安全衛生変更検査申請書及び第三十六条の三の安全衛生検査合格証を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

2 (略)

(準日本船舶の譲受等の届出)

第四十二条 法第三十九条の五第十項の規定により準日本船舶の譲受等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶譲受等届出書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

一・三 (略)

四 法第三十九条の五第十項各号に掲げる場合のいずれに該当するかの別

五 (略)

2 前項の届出が法第三十九条の五第十項第一号に掲げる場合に該当す

きは、前項の届出書に国際総トン数を記載するとともに、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 その他国土交通大臣が法第三十八条の二の確認を行うために必要と認める書類

3 第一項の届出(安全衛生検査を受けた船舶に係るものに限る。)が法第三十八条第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、第一項の届出書に検査内容を記載するとともに、相当証書の写しを添付するものとする。

(認定証の返納)

第四十二条の三 認定対外船舶運航事業者等は、法第三十八条第十二項の規定により準日本船舶に係る認定が取り消されたときは、遅滞なく、認定証を国土交通大臣に返納するものとする。

(総トン数等の確認)

第四十二条の四 法第三十八条の二の規定による確認は、第四十二条第二項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された国際総トン数と、第三十三条第一項の総トン数等測度申請書に記載された国際総トン数(法第三十八条第八項の規定により改測を受けた場合にあつては、第四十条第一項の総トン数等改測申請書に記載された国際総トン数)とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

(安全衛生検査の内容の確認)

第四十二条の四の二 法第三十八条の三の規定による確認は、第四十二条第三項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された検査内容と、第三十六条の二第一項の安全衛生検査申請書に記載された検査を受けようとする事項(法第三十八条第九項の規定により変更検査を受けた場合にあつては、第四十一条の二第一項の安全衛生変更検査申請

るときは、前項の届出書に国際総トン数を記載するとともに、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 その他国土交通大臣が法第三十九条の六の確認を行うために必要と認める書類

3 第一項の届出(安全衛生検査を受けた船舶に係るものに限る。)が法第三十九条の五第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、第一項の届出書に検査内容を記載するとともに、相当証書の写しを添付するものとする。

(認定証の返納)

第四十二条の三 認定対外船舶運航事業者等は、法第三十九条の五第十項の規定により準日本船舶に係る認定が取り消されたときは、遅滞なく、認定証を国土交通大臣に返納するものとする。

(総トン数等の確認)

第四十二条の四 法第三十九条の六の規定による確認は、第四十二条第二項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された国際総トン数と、第三十三条第一項の総トン数等測度申請書に記載された国際総トン数(法第三十九条の五第八項の規定により改測を受けた場合にあつては、第四十条第一項の総トン数等改測申請書に記載された国際総トン数)とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

(安全衛生検査の内容の確認)

第四十二条の四の二 法第三十九条の七の規定による確認は、第四十二条第三項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された検査内容と、第三十六条の二第一項の安全衛生検査申請書に記載された検査を受けようとする事項(法第三十九条の五第九項の規定により変更検査を受けた場合にあつては、第四十一条の二第一項の安全衛生変更検査

書に記載された検査を受けようとする事項」とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

(準日本船舶重要事項報告書)

第四十二条の五 法第三十八条の五第一項の規定による報告は、準日本船舶重要事項報告書(第十二号様式による。)一通を、事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

(臨時の報告)

第四十二条の六 認定対外船舶運航事業者等は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十八条第七項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならぬ。

2 (略)

(検査員証)

第四十二条の六の二 法第三十八条の五第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第十三号様式によるものとする。

第五章の二 外航船舶の確保等

(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者と密接な関係を有する者)

第四十二条の七 法第三十九条第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者の子会社等(会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四十二条の七の六第二項及び第四十二条の十八において同じ。)及び関連会社(会社計算規則(

申請書に記載された検査を受けようとする事項」とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

(準日本船舶重要事項報告書)

第四十二条の五 法第三十九条の九第一項の規定による報告は、準日本船舶重要事項報告書(第十二号様式による。)一通を、事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

(臨時の報告)

第四十二条の六 認定対外船舶運航事業者等は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならぬ。

2 (略)

(検査員証)

第四十二条の七 法第三十九条の九第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第十三号様式によるものとする。

(新設)

(新設)



平成十八年法務省令第十三号) 第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第四十二条の七の六第二項において同じ。) とする。

(外航船舶確保等計画の認定の申請)

第四十二条の七の二 法第三十九条の二第一項の規定により外航船舶確保等計画の認定を申請しようとする者は、第二十四号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ 計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類

ニ 株主名簿又はこれに類する書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為の謄本

ロ 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類

た書類

三 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ 資産調書

ハ 計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類

3 第一項の場合において、法第三十九条の三の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、開始した船舶貸渡業の概要を記載した書類を添付するものとする。

4 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定の適用を受けようとするときは、同項及び第二項に規定する書類のほか、第四十二条の九第二項に規定する書類(第二項に規定する書類を除く。)を添付するものとする。

5 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定により法第三十九条の十二及び法第三十九条の十三の規定のうち第四十二条の九第三項

(新設)

の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項に規定する書類を除く。）をそれぞれ添付するものとする。

（船体、船舶用機関若しくは艀装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるもの）

第四十二条の七の三 法第三十九条の二第二項第二号の船体、船舶用機

関若しくは艀装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 主機
- 二 音響測深機
- 三 プロペラ

（認定の通知）

第四十二条の七の四 国土交通大臣は、法第三十九条の二第四項（同条

第六項において準用する場合を含む。）の規定により外航船舶確保等計画の認定をしたときは、速やかに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、第二十五号様式による認定通知書により行うものとする。

（計画期間）

第四十二条の七の五 法第三十九条の二第四項第三号の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（計画期間において導入する外航船舶の隻数）

第四十二条の七の六 法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で定める外航船舶の隻数は、当該対外船舶貸渡業者等の計画期間開始の日における外航船舶の隻数に百分の二十五を乗じて得た隻数とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2 計画期間において導入する外航船舶のうち、次に掲げる者から取得する船舶であつて、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶の隻数は、当該船舶に該当する外航船舶の隻数を含まないものとする。

一 申請者の子会社等又は関連会社

二 申請者の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。）又はその子会社等若しくは関連会社

（計画期間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合）

第四十二条の七の七 法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で定める特定外航船舶の割合は、百分の七十とする。

2 計画期間において導入する外航船舶のうち、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合は、当該船舶に該当する外航船舶を含まないものとして計算するものとする。

（外航船舶確保等計画の変更の認定申請）

第四十二条の七の八 法第三十九条の二第五項の規定により外航船舶確保等計画の変更の認定を申請しようとする者は、第二十六号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、当該外航船舶確保等計画の変更が第四十二条の七の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類を添付するものとする。

3 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。

（特定外航船舶の確認）

第四十二条の七の九 認定対外船舶貸渡業者等は、認定外航船舶確保等

（新設）

（新設）

（新設）

計画の計画期間において導入した外航船舶が特定外航船舶に該当することについて、国土交通大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者等は、次に掲げる事項を記載した特定外航船舶確認申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 確認を受けようとする者の住所及び氏名

二 確認を受けようとする外航船舶の明細

3 前項の特定外航船舶確認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 特定外航船舶に該当する旨の認定事業基盤強化事業者が発行する証明書

二 対外船舶運航事業者との貸渡しに関する契約書の写し又は当該認定対外船舶貸渡業者等が自らの対外船舶運航事業の用に供することを確認する書類

4 国土交通大臣は、第二項の特定外航船舶確認申請書に記載された外航船舶が認定外航船舶確保等計画に従って導入された特定外航船舶に該当することを確認したときは、速やかに、当該認定対外船舶貸渡業者等に対し、当該特定外航船舶の対外船舶運航事業者への貸渡しの状況を記載した確認証を交付するものとする。

(外航船舶の譲渡の届出)

第四十二条の七の十 法第三十九条の六第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航船舶譲渡等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名並びに国籍

二 譲渡に係る外航船舶の明細(第九号様式による。)

三 譲渡に係る外航船舶が第四十三条第二項の確認を受けている場合にあっては、その旨及び確認を受けた年月日

四 譲渡の予定期日

五 譲渡を必要とする理由

(新設)

2 前項の外航船舶譲渡等届出書には、譲渡契約書の写しを添付するものとする。

(報告)

第四十二条の七の十一 法第三十九条の九第一項の規定による報告は、第二十七号様式による報告書を、計画期間に係る事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

2 前項の報告書には、事業年度の末日における船舶の保有状況を示す書類を添付するものとする。

(検査員証)

第四十二条の七の十二 法第三十九条の九第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第二十八号様式によるものとする。

(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者)

第四十二条の十八 法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等とする。

(手数料)

第四十七条 (略)

2 外国において法第三十八条第三項又は第八項の規定による船舶の総トン数等の測度を受ける場合における当該測度の手数料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に別表第二に定める額を加算した額とする。

(新設)

(新設)

(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者)

第四十二条の十八 法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等(会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。)とする。

(手数料)

第四十七条 (略)

2 外国において法第三十九条の五第三項又は第八項の規定による船舶の総トン数等の測度を受ける場合における当該測度の手数料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に別表第二に定める額を加算した額とする。

3(5) (略)

(職権の委任)

第四十八条 海上運送法施行令(次条において「令」という。)第四条  
第一項各号に掲げる職権(同条第三項に規定する職権を除く。)を行  
う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一(三) (略)

四 法第三十八条第三項及び第八項の規定による船舶の総トン数等の  
測定並びに同条第四項及び第九項の規定による船舶の検査にあつて  
は、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(船舶が本邦外にある場  
合にあつては関東運輸局長)

五 (略)

第四号様式(第二十四条関係)

5.4センチメートル	5.4センチメートル
	(表)
	8.6センチメートル
	第号 年月 日発行 官 職 氏 名 年月 日生 海上運送法第十五条第二項の規定による検査員の証 写 真 国土交通大臣 (地方運輸局長) 印 年月 日限有効

(裏)

第二十五条 (海上運送法抜粋) 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するた  
め必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業  
人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の第二項  
の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該  
行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船  
舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件  
に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができ  
る。

2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合  
には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつ  
たときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査又は質問の権限は、犯罪捜査の  
ために認められたものと解釈してはならない。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該運  
送法違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。  
二十三 第二十五条第一項(第四十二條第四項の規定によ  
り読み替えて適用する場合を含む)、第三十七條の第六  
項、第三十八條の五第一項若しくは第三十九條の九第  
一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、  
又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若し  
くは虚偽の陳述をしたとき。

3(5) (略)

(職権の委任)

第四十八条 海上運送法施行令(次条において「令」という。)第四条  
第一項各号に掲げる職権(同条第三項に規定する職権を除く。)を行  
う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一(三) (略)

四 法第三十九条の五第三項及び第八項の規定による船舶の総トン数  
等の測定並びに同条第四項及び第九項の規定による船舶の検査にあ  
つては、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(船舶が本邦外にあ  
る場合にあつては関東運輸局長)

五 (略)

第四号様式(第二十四条関係)

5.4センチメートル	5.4センチメートル
	(表)
	8.6センチメートル
	第号 年月 日発行 官 職 氏 名 年月 日生 海上運送法第十五条第二項の規定による検査員の証 写 真 国土交通大臣 (地方運輸局長) 印 年月 日限有効

(裏)

第二十五条 (海上運送法抜粋) 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するた  
め必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業  
人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の第二項  
の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該  
行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船  
舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件  
に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができ  
る。

2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合  
には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつ  
たときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査又は質問の権限は、犯罪捜査の  
ために認められたものと解釈してはならない。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該運  
送法違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。  
二十二 第二十五条第一項(第四十二條第四項の規定によ  
り読み替えて適用する場合を含む)、第三十九條の四第  
一項又は第三十九條の九第一項の規定による検査を拒  
み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせ  
ず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第九号様式 (第42条の7の10、第43条、第44条関係)  
(略)

第十二号様式 (第42条の5関係)

準日本船舶重要事項報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

海上運送法第38条の5第1項の規定により、同法第38条第5項による認定を受けた準日本船舶に係る重要事項について報告します。

記

1. 準日本船舶の概要

【船 船 の 名 称】

【国際海事機関船舶識別番号】

2. 準日本船舶に係る重要事項の状況

3. その他留意すべき事項

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

第九号様式 (第43条、第44条関係)  
(略)

第十二号様式 (第42条の5関係)

準日本船舶重要事項報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

海上運送法第39条の9第1項の規定により、同法第39条の5第5項による認定を受けた準日本船舶に係る重要事項について報告します。

記

1. 準日本船舶の概要

【船 船 の 名 称】

【国際海事機関船舶識別番号】

2. 準日本船舶に係る重要事項の状況

3. その他留意すべき事項

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

写真	第 号 年 月 日発行 官 職 氏 名 年 月 日生 海上運送法第三十八条の五第二項において準用する同法第二十五条第二項の規定による検査員の証 年 月 日限有効 国土交通大臣 地方運輸局長 運輸監理部長 印	80センチメートル 80センチメートル
----	--	------------------------

(裏)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。 二十三 第二十五条第一項（第四十二）条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第三十七條の六第一項、第三十八條の五第一項若しくは第三十九條の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	(海上運送法抜粋) 第二十五条 2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 第三十八條の五 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業者等に対して、第三十八條の七項各号に掲げる事項その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入り検査について準用する。
---	--

写真	第 号 年 月 日発行 官 職 氏 名 年 月 日生 海上運送法第三十九條の九第一項において準用する同法第二十五条第二項の規定による検査員の証 年 月 日限有効 国土交通大臣 地方運輸局長 運輸監理部長 印	80センチメートル 80センチメートル
----	--	------------------------

(裏)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。 二十二 第二十五条第一項（第四十二）条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第三十九條の四第一項又は第三十九條の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	(海上運送法抜粋) 第二十五条 2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 第三十九條の九 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業者等に対して、第三十九條の五第七項各号に掲げる事項その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入り検査について準用する。
---	--



外航船舶確保等計画の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

海上運送法第39条の2第1項の規定により、下記の外航船舶確保等計画の認定を申請します。

記

1. 導入する外航船舶の隻数その他外航船舶の確保等の目標
  2. 特定外航船舶の導入その他外航船舶の確保等の内容
  3. 本邦対外船舶運航事業者等への外航船舶の貸渡しの内容
  4. 計画期間
  5. 外航船舶の確保等の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第二十五号様式 (第42条の7の4関係)

(新設)

外航船舶確保等計画の認定通知書

第 年 月 日 号

殿

国土交通大臣 ㊟

下記による認定申請書及び添付書類に記載の外航船舶確保等計画について、海上運送法第39条の2第4項 (同条第6項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 認定した外航船舶確保等計画の内容

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第二十六号様式 (第42条の7の8 関係)

(新設)

外航船舶確保等計画の変更の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

下記の外航船舶確保等計画について、下記のとおり変更したいので、海上運送法第39条の2第5項の規定により、認定を申請します。

記

1. 変更しようとする外航船舶確保等計画の概要  
【認定通知書番号】 第 号  
【認定通知書交付年月日】 年 月 日
2. 変更しようとする事項
3. 変更しようとする理由

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

外航船舶確保等計画の実施状況に関する報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

下記の外航船舶確保等計画の実施状況について報告します。

記

1. 外航船舶確保等計画の概要  
【認定通知書番号】 第 年 月 日 号  
【認定通知書交付年月日】  
2. 報告に係る計画の期間
3. 外航船舶の確保等の目標の達成状況
4. 実施した外航船舶確保等計画の内容
5. その他留意すべき事項

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

<p>5.4センチメートル</p>	<p>5.4センチメートル</p>
<p>写真</p>	<p>第 号 年 月 日発行 官 職 氏 年 月 日生 海上運送法第二十九条の九第二項において準用する同法第二十五条第二項の規定による検査員の証 年 月 日限有効</p>
<p>国土交通大臣 (地方運輸局長) 運輸監理部長 印</p>	

(裏)

(海上運送法抜粋)

第二十五条 2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明を携し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三十九条の九 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定外船舶検査業者等に対して、認定外船舶確保等計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に認定外船舶確保等計画に係る船舶施設帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

二十三 第二十五条第一項（第四十二条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第三十七条の六第一項、第三十八条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(新設)

（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(海上運送法第三十八條の二の確認を受けた者に係る交付の申請等の特例)</p> <p>第六十一条の二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十八條の二の確認を受けた者が交付の申請をする場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「船舶測度官に、当該船舶に立ち入り、国際総トン数及び純トン数の測度を行わせ、かつ」とあるのは、「船舶測度官に」とする。この場合において、第五十九條第二項及び第三項、第六十條並びに前条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>別表第7（第71條関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第38條の2の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、21,000円とする。</p> <p>別表第7の2（第71條関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第38條の2の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、20,900円とする。</p> <p>別表第8（第71條関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第38條の2の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、24,600円とする。</p>	<p>(海上運送法第三十九條の六の確認を受けた者に係る交付の申請等の特例)</p> <p>第六十一条の二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十九條の六の確認を受けた者が交付の申請をする場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「船舶測度官に、当該船舶に立ち入り、国際総トン数及び純トン数の測度を行わせ、かつ」とあるのは、「船舶測度官に」とする。この場合において、第五十九條第二項及び第三項、第六十條並びに前条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>別表第7（第71條関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第39條の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、21,000円とする。</p> <p>別表第7の2（第71條関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第39條の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、20,900円とする。</p> <p>別表第8（第71條関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第39條の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、24,600円とする。</p>

（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第三条 海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(日本船舶・船員確保計画の記載事項)</p> <p>第二条 法第三十五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第三十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、計画期間開始の日において対外船舶運航事業等(同条に規定する対外船舶運航事業等をいう。)の用に供する船舶の隻数(第五条第一項第一号において「総隻数」という。)</p> <p>三 (略)</p> <p>(計画期間)</p> <p>第四条 法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、三年、四年又は五年(法第三十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定(同項の認定にあつては、当該認定により同条第三項第五号に掲げる基準に適合することとなるものに限る。))の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から五年)とする。</p> <p>(課税の特例の適用対象となる日本船舶の大きさ)</p> <p>第七条 法第三十七条の二の国土交通省令で定める大きさは、総トン数百トンとする。</p> <p>(課税の特例の適用対象となる事業)</p> <p>第八条 法第三十七条の二に規定する国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(日本船舶・船員確保計画の記載事項)</p> <p>第二条 法第三十五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、計画期間開始の日において対外船舶運航事業等(同条に規定する対外船舶運航事業等をいう。)の用に供する船舶の隻数(第五条第一項第一号において「総隻数」という。)</p> <p>三 (略)</p> <p>(計画期間)</p> <p>第四条 法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、三年、四年又は五年(法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定(同項の認定にあつては、当該認定により同条第三項第五号に掲げる基準に適合することとなるものに限る。))の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から五年)とする。</p> <p>(課税の特例の適用対象となる日本船舶の大きさ)</p> <p>第七条 法第三十八条の国土交通省令で定める大きさは、総トン数百トンとする。</p> <p>(課税の特例の適用対象となる事業)</p> <p>第八条 法第三十八条に規定する国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

(日本船舶の譲渡等に類する行為)

第九条 法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める行為は、同項に規定する認定事業者が他人から対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供する日本船舶の貸渡しを受けている場合における当該日本船舶に係る貸渡契約の終了とする。

(日本船舶の譲渡等の届出)

第十条 法第三十七条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した日本船舶譲渡等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 五 (略)

2 (略)

(届出を要しない貸渡しの間)

第十一条 法第三十七条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める期間は、六月(当該船舶に係る貸渡しが定期備船である場合については二年)とする。

(報告等)

第十二条 法第三十七条の六第一項の規定による報告は、第四号様式による報告書を、計画期間開始の日から起算して一年ごとに作成し、当該期間の経過後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

2 (略)

3 認定日本船舶・船員確保計画に準日本船舶(法第三十八条第七項に規定する準日本船舶をいう。以下この項及び次項において同じ。)の確保に係る事項が記載されている場合には、第一項の報告書には、前項に規定するもののほか、当該認定事業者が運航する全ての準日本船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号及び同条第五項の規定による準

(日本船舶の譲渡等に類する行為)

第九条 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める行為は、同項に規定する認定事業者が他人から対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供する日本船舶の貸渡しを受けている場合における当該日本船舶に係る貸渡契約の終了とする。

(日本船舶の譲渡等の届出)

第十条 法第三十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した日本船舶譲渡等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 五 (略)

2 (略)

(届出を要しない貸渡しの間)

第十一条 法第三十九条第一項ただし書の国土交通省令で定める期間は、六月(当該船舶に係る貸渡しが定期備船である場合については二年)とする。

(報告等)

第十二条 法第三十九条の四第一項の規定による報告は、第四号様式による報告書を、計画期間開始の日から起算して一年ごとに作成し、当該期間の経過後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

2 (略)

3 認定日本船舶・船員確保計画に準日本船舶(法第三十九条の五第七項に規定する準日本船舶をいう。以下この項及び次項において同じ。)の確保に係る事項が記載されている場合には、第一項の報告書には、前項に規定するもののほか、当該認定事業者が運航する全ての準日本船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号及び同条第五項の規定によ

日本船舶の認定（次項において単に「認定」という。）の日を記載した書類を添付するものとする。

4 (略)

(検査員証)

第十三条 法第三十七条の六第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第五号様式によるものとする。

附則

1 (略)

(計画期間の特例)

2 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度において法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合であつて、当該事業年度から法第三十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合における法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、第四条の規定にかかわらず、当該事業年度開始の日から五年とする。

る準日本船舶の認定（次項において単に「認定」という。）の日を記載した書類を添付するものとする。

4 (略)

(検査員証)

第十三条 法第三十九条の四第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第五号様式によるものとする。

附則

1 (略)

(計画期間の特例)

2 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度において法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合であつて、当該事業年度から法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合における法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、第四条の規定にかかわらず、当該事業年度開始の日から五年とする。

5.4センチメートル	5.4センチメートル
写真	<p>第 号</p> <p>年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">官 職 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p>海上運送法第三十七條の六第二項において準用する同法第二十五條第二項の規定による検査員の証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 限有効</p> <p style="text-align: right;">国土交通大臣 (地方運輸局長) 運輸監理部長 印</p>

(裏)

(海上運送法抜粋)

第二十五條  
 2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要と認めるときは、認定日本船舶・船員確保計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に認定日本船舶・船員確保計画に係る船舶・施設・帳簿・書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十五條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。  
 二十三 第二十五條第一項(第四十二條第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む)、第三十七條の六第一項、第三十八條の五第一項若しくは第三十九條の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

5.4センチメートル	5.4センチメートル
写真	<p>第 号</p> <p>年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">官 職 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p>海上運送法第三十九條の四第一項において準用する同法第二十五條第一項の規定による検査員の証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 限有効</p> <p style="text-align: right;">国土交通大臣 (地方運輸局長) 運輸監理部長 印</p>

(裏)

(海上運送法抜粋)

第二十五條  
 2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要と認めるときは、認定日本船舶・船員確保計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に認定日本船舶・船員確保計画に係る船舶・施設・帳簿・書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十五條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。  
 二十二 第二十五條第一項(第四十二條第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む)、第三十九條の四第一項又は第三十九條の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

（平成二十五年度に特定認定事業者が海上運送法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第三号の期間及び同項第五号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令の一部改正）

第四条 平成二十五年度に特定認定事業者が海上運送法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第三号の期間及び同項第五号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令（平成二十五年国土交通省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(計画期間)

第一条 平成二十年度に海上運送法(以下「法」という。)第三十五条第三項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定を受けた法第三十七条の二に規定する認定事業者(以下「特定認定事業者」という。)が、当該認定に係る日本船舶・船員確保計画(以下「現行計画」という。)の計画期間終了の日以降引き続き同条に規定する課税の特例の適用を受けるため、平成二十五年に法第三十五条第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の変更(準日本船舶(法第三十八条第七項に規定する準日本船舶をいう。以下同じ。))の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に係る事項が新たに記載されるものに限る。)

2 特定認定事業者が、現行計画(準日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に係る事項が記載されているものに限る。)の計画期間終了の日以降引き続き法第三十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けるため、平成二十五年に法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、認定省令第四条の規定にかかわらず、当該変更前の現行計画の計画期間とする。

2 特定認定事業者が、現行計画(準日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に係る事項が記載されているものに限る。)の計画期間終了の日以降引き続き法第三十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けるため、平成二十五年に法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、認定省令第四条の規定にかかわらず、当該認定の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から四年とする。

改正前

(計画期間)

第一条 平成二十年度に海上運送法(以下「法」という。)第三十五条第三項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定を受けた法第三十八条に規定する認定事業者(以下「特定認定事業者」という。)が、当該認定に係る日本船舶・船員確保計画(以下「現行計画」という。)の計画期間終了の日以降引き続き同条に規定する課税の特例の適用を受けるため、平成二十五年に法第三十五条第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の変更(準日本船舶(法第三十九条の五第七項に規定する準日本船舶をいう。以下同じ。))の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に係る事項が新たに記載されるものに限る。)

2 特定認定事業者が、現行計画(準日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に係る事項が記載されているものに限る。)の計画期間終了の日以降引き続き法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けるため、平成二十五年に法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、認定省令第四条の規定にかかわらず、当該認定の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から四年とする。

2 特定認定事業者が、現行計画(準日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に係る事項が記載されているものに限る。)の計画期間終了の日以降引き続き法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けるため、平成二十五年に法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、認定省令第四条の規定にかかわらず、当該認定の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から四年とする。

（令和五年度に特定認定事業者が海上運送法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第五号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令の一部改正）

第五条 令和五年度に特定認定事業者が海上運送法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第五号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令（令和五年国土交通省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>海上運送法（以下「法」という。）第三十五条第三項の規定により、平成三十年度又は令和元年度に計画期間が開始する日本船舶・船員確保計画の認定を受けた法第三十七条の二に規定する認定事業者（以下「特定認定事業者」という。）が、当該認定に係る日本船舶・船員確保計画（法第三十五条第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「現行計画」という。）の計画期間終了の日以降引き続き法第三十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けるため、令和五年度に法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合（同条第三項の認定を受けた当該日本船舶・船員確保計画に係る同条第四項の規定による変更の認定を申請する場合を含む。）における同条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合は、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号。以下「認定省令」という。）第五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一・二（略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>海上運送法（以下「法」という。）第三十五条第三項の規定により、平成三十年度又は令和元年度に計画期間が開始する日本船舶・船員確保計画の認定を受けた法第三十八条に規定する認定事業者（以下「特定事業者」という。）が、当該認定に係る日本船舶・船員確保計画（法第三十五条第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「現行計画」という。）の計画期間終了の日以降引き続き法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けるため、令和五年度に法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合（同条第三項の認定を受けた当該日本船舶・船員確保計画に係る同条第四項の規定による変更の認定を申請する場合を含む。）における同条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合は、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号。以下「認定省令」という。）第五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一・二（略）</p>



## 附 則

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。